

# 下関港新港地区公共残土処理場の設置について（お知らせ）

令和6年4月  
下 関 市

建設発生土の取扱いについては、残土の発生抑制に努めることを基本方針とし、やむを得ず残土が発生する場合は、令和5年10月1日より、原則として指定処分として処理することとしています。

このたび、指定処分先として、下記の処理場を公共残土処理場として指定しましたのでお知らせします。

## 1 処理場の名称、場所、管理者

名 称：下関港新港地区公共残土処理場  
場 所：下関市長州出島15番（位置図参照）  
管理者：下関市港湾局

## 2 処理単価

¥2,200円/m<sup>3</sup>（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

## 3 受入条件

- (1)建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第一で定める第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土とする。（別紙1参照）
- (2)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令第一条で定める基準を満足するもの。（別紙2参照）
- (3)建設発生土の設計数量が500m<sup>3</sup>以上である工事の建設発生土

## 4 実施方法

- (1)利用者は、あらかじめ残土処分受入申込書（様式第1号）を下関市港湾局へ提出し、市長の承諾を受けること。
- (2)建設残土の搬入を開始するときは、事前に管理者又は管理業務の委託を受けたものに連絡すること。

## 5 その他

利用の際には管理者の指示に従い、周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、事故等の防止に努めること。

## 6 実施時期

令和6年4月1日以降から適用する。

# 新港地区（長州出島）における公共残土処理場



(別紙1)

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める  
省令 別表第一 (第四条関係)

区 分	用 途
第一種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第三種建設発生土を除く。)をいう。)	水面埋立て用材料

(別紙 2)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 第一条関係

	試験項目	溶出量基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと
2	水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下
3	カドミウム又はその化合物	0.1 mg/L 以下
4	鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下
5	有機りん化合物	1 mg/L 以下
6	六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
7	砒素又はその化合物	0.1 mg/L 以下
8	シアン化合物	1 mg/L 以下
9	PCB「ポリ塩化ビフェニル」	0.003 mg/L 以下
10	銅又はその化合物	3 mg/L 以下
11	亜鉛又はその化合物	2 mg/L 以下
12	ふつ化物	15 mg/L 以下
13	トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下
14	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5 mg/L 以下
16	クロム又はその化合物	2 mg/L 以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2 mg/L 以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5 mg/L 以下
19	廃棄物処理令別表第 3 の 3 第 2 4 号に掲げる有機塩素化合物	40 mg/kg 以下
20	ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
21	四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
22	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
23	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
28	テトラメチルチウラムジスルフィド	0.06 mg/L 以下

	「チウラム」	
29	2-クロロ - 4・6 - ビス (エチルアミノ) - S - ト リアジン 「シマジン」	0.03 mg/L 以下
30	S - 4 - クロロベンジル = N・N - ジエチルチオ カルバマート 「チオベンカルフ」	0.2 mg/L 以下
31	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
32	セレン又はその化合物	0.1 mg/L 以下
33	1.4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
34	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下
<p>&lt;備考&gt;</p> <p>1 この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。</p> <p>2 「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>		